

仕様書

1 件名 九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託

2 目的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同様。）は、住民、事業者が省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施する。本業務は、省エネ・節電等の普及啓発に資するポスターの作成について、業務委託を行うもの。

3 契約期間 契約締結日から令和4年5月20日（金）

4 履行場所 埼玉県環境部温暖化対策課及び発注者が別途指定する場所

5 委託内容

受注者は、発注者と協議の上、次の業務を円滑に行うこと。

(1) 普及啓発ポスターのデザイン企画・作成

ア 企画立案、紙面構成、デザイン、レイアウト

イ 原稿、イラスト等作成

(2) 普及啓発ポスターの印刷、発送

ア A2判縦 片面フルカラー印刷

イ コート四六判 110Kg

ウ 8,500部

6 作成上の留意点

(1) 企画・作成にあたっては、発注者と協議のうえ行うこと。

(2) 企画の趣旨を十分に理解し、ビジュアルに配慮しながら、分かりやすく内容を伝えること。

(3) 省エネ・節電に係る具体的な取組を積極的に取り入れること。

(4) 省エネ・節電の認知度向上が図れるよう、キャッチフレーズやデザインは分かりやすいものとする。

(5) 掲示期間（発送時から令和5年4月30日）中は、年間を通して使用できるものとする。

(6) 小学校高学年程度でも分かる内容とし、九都県市内の公共施設、小・中学校及び民間事業所等への掲出が可能なものとする。

(7) ポスター下段に以下の記載と「COOL CHOICE」のロゴマークを掲載すること。

主催／九都県市首脳会議環境問題対策委員会
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)
<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>

※付近に上記URLのQRコードも掲載すること。



COOL CHOICE ロゴ

- (8) 色合いは、公の行政機関としてふさわしいものとする。
- (9) ポスターのデザインは校正を3回程度実施し、委員会の確認を経て決定する。校正においては、校正用見本及び暫定版のデザインデータを発注者に提出すること。
- (10) カラーで作成した資料を白黒コピーした際にも、きちんと印刷されるようなものとする。
(白黒印刷した際に文字がつぶれて印刷できないような状況にならないこと。)
- (11) 画像等を利用する場合には、著作権等に留意し、掲示期間において追加費用等が生じないものであること。
- (12) グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。

7 納入物件

- (1) 作成したデザインの電子データ CD-R 1枚
 - ア 作成したデータ一式を、電子媒体で提出すること。成果品は、PDF 及びイラストレータデータとする。
 - イ 格納媒体は、CD-R とする。なお、提出にあたっては、委託名称等を CD-R の収納ケース及び CD-R に付記すること。
- (2) 普及啓発ポスター 8,500 部

8 納入期限

- (1) 電子データ納品 令和4年4月11日(月)
- (2) 普及啓発ポスター納品 令和4年5月9日(月)

9 納入場所

- (1) 電子データ納品
埼玉県環境部温暖化対策課
(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第3庁舎2階)
- (2) 普及啓発ポスター等梱包・発送
 - ア 合計356箇所
 - イ ポスターは、発注者が指定する部数及び通知文を封筒・ダンボール等に封入し、宛名及び発送元を記載のうえ発送すること。発送の際はA4サイズ(4つ折り、表面を内側)で納品する。
 - ウ 上記イにおける発送元は、以下のとおりとする。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会
【事務局】埼玉県環境部温暖化対策課
(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1)
048-830-3033

- エ 発送部数及び発送箇所一覧は、発注者が別途指定する。なお、残部は発注者へ送付する。
- オ 梱包及び発送に要する費用は、委託料に含まれるものとする。
- カ 納入先へ配達したことが確認できる方法で発送すること。また、発送完了後に、発注者へ納品先への到達が確認できる書類(配送受付伝票、受領書または配達完了が確認できる追跡データ等)を提出すること

【参考】作成及び発送箇所数（概算）

	ポスター作成数	ポスター梱包数	ポスター発送箇所数
埼玉県	1,209	1,094	97
千葉県	840	739	85
東京都	4,043	1,923	109
神奈川県	821	539	60
横浜市	568	1	1
川崎市	211	1	1
千葉市	50	1	1
さいたま市	540	1	1
相模原市	218	1	1
合計	8,500	4,300	356

10 支払い 委託業務完了後、一括払いとする。

11 成果物の帰属関係等

- (1) 検討の内容は、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 本委託の履行にあたり収集したデータ等一式は全て委員会に帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等を委員会に提出するものとする。
- (3) 受注者が本業務を履行するにあたり作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権等知的財産権についての権利は、委員会に帰属する。
- (4) 委員会は、受注者が作成したデザインを、委員会及び九都京市の各ホームページへの掲載（データのダウンロード含む）、SNS等への掲載並びに啓発品や作成資料等で自由に活用できるものとする。
- (5) 新規著作物中に、受注者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれている場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受注者は、発注者によるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置をとるものとする。

12 その他

- (1) 受注者は発注者の担当者から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたときは、その都度発注者と協議の上、決定する。